

# 匠台流通等業務団地地区計画

## 【制限内容】

項目	(工業専用地域)		(第1種住居地域)	
	産業地区	流通業務地区	集合住宅地区	戸建住宅地区
土地利用方針	地域産業の活性化を図るための地場産業用地ゾーン	高速交通網の整備と産業構造の多様化に対応する流通等業務用地ゾーン	立地企業の社宅・寮など厚生施設用地ゾーン	地域の住宅用地として良好な居住環境を形成する戸建住宅ゾーン(原則として一戸建住宅及び兼用住宅とする)
建築物の用途制限	工業専用地域の建築用途	工業専用地域の建築用途	第1種住居地域の用途で下記の建築不可 工場、ボウリング場、スケート場、水泳場、自動車教習場、畜舎等	
容積率の最高限度	200%	200%	200%	150%
敷地面積最低限度	1,500㎡以上	4,000㎡以上	1,000㎡以上	200㎡以上
高さの最高限度			20m	
壁面位置の制限	道路界 3m以上 その他 2m以上	道路界 5m以上 その他 2m以上	道路界 3m以上 その他 2m以上 以下のもの 1m以上 ・ 車庫等で軒の高さが2.3m以下のもの ・ 外壁等の中心線の長さの合計が5m以下のもの	1m以上 但し、以下のものには適用しない ・ 車庫等で軒の高さが2.3m以下のもの ・ 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの
建築物の形態意匠の制限	1. 設置可能な屋外広告物は以下のもの ・ 自家用、2カ所以内 ・ 公共のもの ・ 冠婚葬祭のためのもの等 2. 県景観条例に基づく大規模建築物については、同条例の指導基準による	同左	1. 設置可能な屋外広告物は以下のもの ・ 自家用、2カ所以内 ・ 公共のもの ・ 冠婚葬祭のためのもの等 2. 県景観条例に基づく大規模建築物については、同条例の指導基準による 3. 屋根の形状を原則として勾配屋根とする	1. 設置可能な屋外広告物は以下のもの ・ 自家用、2カ所以内 ・ 公共のもの ・ 冠婚葬祭のためのもの等 2. 屋根の形状を原則として勾配屋根とする
かき又はさくの構造の制限	道路に面するところは、道路界から2m後退、原則として、1.2m以下の生垣又は格子状フェンスとする	同左	同左	道路に面するところは、生垣とする。但し、生垣をささえる腰積石垣等又は格子状フェンスとの併設は可能とする

※地区計画の制限のほか、協定による制限があります。詳しくは、担当部局までお問い合わせください。

## 【届出書類】 (各2部提出のこと)

届出書、委任状、位置図、地籍図又はこれに準ずる図面(区画分割図など)、求積図(敷地、建物)配置図、各階平面図、立面図、外構図  
 県条例に基づく大規模建築物については、大規模建築物等自己評価書(県条例様式)及びイメージパース  
 その他上記地区計画の内容に関する図書